

令和7年神奈川県議会第1回定例会 防災警察常任委員会

令和7年3月4日

◆西村くにこ委員

公明党の西村でございます。よろしくお願いします。

まずは、孤立地域対策について、先行会派の皆さんからの質問ありましたけれども、取り上げさせていただきたいというふうに思います。

能登半島地震でクローズアップされた孤立地域の問題については、昨年の代表質問、本会議で取り上げさせていただきました。従来の農村や漁村といった集落にとらわれない観点からの調査の必要性を指摘させていただいたところです。本定例会でも、先行会派から、地域の特性を踏まえた孤立地域対策の質疑がありましたけれども、孤立の可能性を広く捉えることが重要な視点であると考えます。

令和7年度当初予算案に孤立地域の調査費、計上していただきました。実効性のある調査と対策の具体化を期待しているところです。

それでは、前回の質疑も踏まえて、何点か伺ってまいります。

前回の委員会でも指摘をさせていただきましたが、孤立地域の調査には、市町村の協力、これ、絶対的に不可欠だというふうに考えます。まずは、孤立の可能性のある地域の候補地をどのようにするかというのがポイントになるというふうに思いますが、どう選定するんでしょうか、考え方を伺います。

◎危機管理防災課長

平成26年に国が実施した中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況調査では、農業センサスや漁業センサスの調査における集落を地域の単位として選定していましたが、実際の住所地や地域と異なるため、市町村からは実情を捉えていないのではないかという御意見も頂いたところです。

こうした意見を踏まえまして、令和7年度当初予算に計上した孤立地域の調査では、前回調査の集落等にこだわらず、国の調査や市町村からの意見、専門家の知見なども踏まえ、住民にとって分かりやすい地域名とすることや、地形や道路アクセスなども考慮しながら、孤立の可能性ある地域の候補地を選定していくたいと思います。

◆西村くにこ委員

災害時の地域の孤立化、必ずしも中山間地や半島部だけの問題ではなくて、都市部でも起こり得るのではないか、そういう立場から、質疑をさせていただいてまいりましたが、都市部における地域の孤立化についてどのように認識をされているんでしょうか。

◎危機管理防災課長

中山間地や半島部に限らず、都市部においても、アンダーパスや道路の寸断などにより、地域の孤立化が発生する可能性はあると考えています。

また、都市部は、農村や漁村と比較しますと、住民同士の地域のつながりが薄く、助け合いが行われにくい傾向にあると考えられ、孤立化の影響は、より深刻になる可能性があると考えます。

来年度の調査では、様々な視点や可能性を考慮し、地域の実情を把握している市町村と議論を重ねながら、検討を進めていきたいと考えます。

◆西村くにこ委員

県は、地震被害想定の見直しを進めていらっしゃいますけれども、地域が孤立する影響は、数値で推計できるものではないというふうに考えます。

県は、被害量で表せない被害の様相を描くシナリオ型被害想定を実施されており、本委員会にも報告をしていらっしゃいますけれども、応急対策シナリオでは孤立地域の問題をどう扱っているんでしょうか、確認させてください。

◎危機管理防災課長

応急対策シナリオは、冬の平日夕方6時に本県に最も大きい被害をもたらす大正型関東地震が発生したという想定で、被害の様相やそれに対する県・市町村などの対応を描いています。

地域の孤立に関する被害の様相では、発災1日から3日後の状況として、孤立地域でライフラインや通信が途絶するとともに、陸路や海路でのアクセスが困難になること、発災3日から1週間後の状況として、よりよい生活環境への避難が課題になることなどを描いています。

また、県・市町村などの対応では、発災後、時間の経過とともに、孤立の状況の把握が進み、発災1日から3日後には、孤立地域の被災状況や被災者のニーズの把握、物資の供給や救出活動などが大きな課題となることを描いています。

◆西村くにこ委員

孤立地域への対策としては、取り残された方の救出や被災者支援などの公助の在り方が重要なのはもちろんですけれども、住民や地域の自治会などの防災意識を変えることも大切な視点だというふうに考えます。

今回、報告があった県民シナリオでは、どのように整理をされていらっしゃるんでしょうか。

◎危機管理防災課長

県民シナリオにおける孤立に関する場面として、孤立状態になった地域、避難所、高齢者の三つを設定しています。こうした場面における事前対策としては、個人や自治会、自主防災組織において水や食料などの備蓄を行うこと、特に、孤立が予想される場合は、多めの備蓄に努めること、自治体と連携して、衛星携帯電話や充電器、ヘリの臨時離着場所などを確保しておくなどを示しています。

また、孤立状態となった地域の高齢者については、共助のポイントとして、自治会や自主防災組織で、個人情報には留意した上で、要配慮者の情報を共有し、支援できる体制を確保しておくことを示しています。

◆西村くにこ委員

地域の団体や住民の意識を高めるためには、地域が孤立化する可能性を認識すること、これが必要になってくるとは思うんですが、県は、調査結果を孤立地域カルテにまとめると承知をしていますが、この調査結果の周知や公表をどうしていくのか、現時点での考え方、教えていただけますか。

◎危機管理防災課長

調査結果については、自治体や防災関係機関で共有し、災害発生時の応急対策に生かすことに加え、地域の自治会や住民に周知し、自主的な備蓄や訓練などに生かすことは、重要な視点だと考えています。

一方で、孤立する可能性がある地域として地名が公表されることには、住民等に様々な受け止めがあることも想定されますので、周知や公表については、地域の実情に精通した市町村としっかり調整し、対応していきたいと考えています。

◆西村くにこ委員

ぜひ、よろしくお願ひします。以前、津波想定が発表されたとき、私、川崎区の者ですから、結構、大騒ぎになりました。担当者の方は分かっているんだけれども、それ以外の部署の方、例えば、川崎市の部署の方に、こういったことが伝わっていなかつた、伝わっていないから、住民に聞かれても答えられないというような、タイムラグと言えばいいんでしょうかね、こういうことが発生をいたしました。

知らないきやいけない情報だけれども知るとショックな情報って、やっぱりあるじゃないですか。これを丁寧にしていただいて、命を、暮らしをつなぐための情報なんだということを理解していただく御努力をお願いいたします。

さて、本委員会に能登半島地震の検証結果の報告がありました。この報告書は、国の検証結果も踏まえて、取りまとめたというふうに承知をしております。

県や国の検証の中で、孤立地域の問題をどう整理されているんでしょうか。

◎危機管理防災課長

本県の検証では、本県の地震防災対策上、参考となる被災地の状況の一つとして、孤立地域の発生を位置づけ、今後の課題や今後の対策の方向性などを整理しています。

課題としては、孤立地域の実態把握と多様な観点からの対策、物資の備蓄を含めた避難者支援体制の強化などの必要性について整理をしています。

また、対策の方向性として、孤立化が懸念される地域や高速道路につながる緊急輸送道路に係る土砂崩落対策や、橋梁の耐震補強の推進、孤立の可能性がある地域の調査とそれに基づく被災者支援の強化、孤立地域の発生を想定した訓練の一層の充実などを整理しております。

国の検証報告では、ヘリコプター搭載カメラや定点カメラ、SAR衛星を含めたあらゆる手段を用いて、情報収集に当たるとともに、特に、夜間においては、ヘリコプター搭載赤外線カメラ等についても積極的に活用すること、孤立時の状況把握などの対応について自治体が関係機関と連携して訓練を実施すること

などが指摘されているところです。

◆西村くにこ委員

孤立の発生の把握とそのときの状況の把握、これを、時間がたつてしまうと、様々な手が打てなくなりますので、いろんな方法を駆使して、情報収集に努めていただきたいというふうに思います。

さて、今回の報告資料に三浦半島での図上訓練の報告がありました。能登半島地震の検証結果の指摘のように、訓練というのは、本当に、重要になってくるというふうに思います。

12月の本会議代表質問では、知事から、実動訓練について答弁を頂きましたが、孤立地域を想定した実動訓練についての考え方を確認させてください。

◎危機管理担当部長

孤立地域における災害対処能力の向上のため、図上訓練に加え、現場における具体的な役割区分に基づく自衛隊や海上保安庁などの関係機関相互の連携を行う実動訓練は、極めて重要と考えております。

このため、県では、昨年10月、真鶴半島で孤立地域が発生したとの想定で、津波対策訓練を実施し、海上や航空から孤立地域の被害状況を解明するための情報収集訓練を行ったほか、船舶やドローンによる物資輸送訓練を行いました。

また、過去のビッグレスキューなどでは、ヘリコプターによる人員、物資の輸送や、L C A C、いわゆるホバークラフトによる、砂浜からの物資を陸揚げする訓練などを行いました。

さらに、孤立状態の解消のため、孤立地域へ通じる経路上の橋が崩落したとの想定の下、自衛隊が仮設の橋を設置する訓練も過去に実施をしております。

県では、今後とも、あらゆる機会を活用し、地域の特性に応ずる孤立の具体的な様相を見据え、関係機関の協力を得ながら、孤立地域を想定した実動訓練を積み上げてまいります。

◆西村くにこ委員

要望を申し上げます。

ただいまの御答弁でも、様々な訓練をしていると、それから、様々な訓練をしていくこうと思っているということが伝わってまいりましたが、本県は、山あり海あり自然に恵まれて、また、都市機能も発達をしていると、地域の特性が多種多様なわけですよね。ということは、魅力的な県であると同時に、一たび大規模な災害が発災をすると、その地域の特性ゆえに、孤立の様相も様々なものになってくるというふうに想定をしなければなりません。

来年度実施をする調査で、孤立のリスクをしっかりと捉えて、孤立地域対策の強化を力強く図っていただきたいと要望させていただきます。

続いて、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の取組について、証拠採取について伺わせていただきたいというふうに思います。

かならいんの証拠採取については、昨年の、やはり、代表質問で取り上げさせ

ていただきました。これまでも、繰り返し取り上げてまいりましたけれども、これまで湘南鎌倉総合病院のみで実施してきた証拠採取、知事からは、今年度内に証拠採取が始められるよう、調整を進めていきますと、力強い答弁を頂きました。

今年2月から、けいゆう病院で証拠採取を開始したと承知しています。詳細について教えていただきたいと思います。

まず、けいゆう病院で証拠採取を開始することとなった経緯を確認いたします。

◎犯罪被害者支援担当課長

性犯罪に係る証拠は、時間の経過とともに消失し、被害の証明が難しくなるため、後から警察への届出を決意した場合などでも対応できるように、医療機関で証拠となるものを採取し、保存しておく証拠採取が性犯罪の被害者への重要な支援です。

かならいんでの証拠採取は、これまで、湘南鎌倉総合病院1か所のみで実施していましたが、被害者により身近な場所でも証拠採取に対応できるよう、実施体制の拡大に向け、県産科婦人科医会と連携し、病院への働きかけを行ってきました。

その中で、けいゆう病院に訪問し、犯罪被害者等の支援における証拠採取の重要性を御説明したところ、その必要性に御賛同いただき、調整を進めてきました。その結果、本年1月23日に県とけいゆう病院で証拠採取に関する協定を締結し、2月3日から、証拠採取を開始いたしました。

◆西村くにこ委員

けいゆう病院と協定を締結したとお答えありましたけれども、その協定とは、どういったものでしょうか。

◎犯罪被害者支援担当課長

かならいんで証拠採取を実施することで、被害者の心身の負担を軽減しつつ、被害の潜在化防止を図ることを目的としています。被害者が届出をちゅうちょしている段階で、後に届出を決意した場合に備え、かならいんの医療支援に伴う緊急医療等の提供と証拠採取を実施すること、また、県は必要な費用の負担のほか、総合調整を行うことを双方で確認する内容となっています。

◆西村くにこ委員

証拠採取を新たに開始するに当たっては、医療従事者や病院関係者に、その制度や手順などについて十分に理解していただく必要があるというふうに考えますが、どのように対応されたなんでしょうか。

◎犯罪被害者支援担当課長

警察に届出前の証拠採取については、けいゆう病院では初めてとなることから、病院内から、様々な意見や疑問が出されることを想定していました。

そこで、かならいんで証拠採取を行うことの目的や、県、県警察、病院の役割分担などの制度を病院に御理解いただくため、時間をかけて、丁寧に調整を行いました。

また、実際に証拠採取を行う手順については、医師、看護師などに向けたマニュアルを作成するとともに、県警察の協力も得て研修会も行い、運用後にそごが生じないようにいたしました。

◆西村くにこ委員

県警察の御協力というのは、本当に、力強いものであろうというふうに思います。証拠採取しても、それが取り合ってもらえないわけがないわけですから、ここで県警察のお力添えを頂いたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

開始に当たって、苦労された点、どういった点ありますか。

◎犯罪被害者支援担当課長

医療従事者をはじめとした病院関係者は、多忙であるため、証拠の採取や保管について病院の負担軽減を図る必要がありました。そのため、マニュアルを簡素なものにすることや、研修会当日に参加できない方向けに医療教材を用意するなど、工夫もいたしました。

また、県警察の施設内に県が長期保管用の冷凍庫を用意して、病院での採取物の長期保管は行わないよう、環境を整えていましたが、病院との調整に先立ち、事前に準備していたため、この点も、病院の負担軽減につなげられたと考えています。

◆西村くにこ委員

繰り返しになりますけれども、今回、本当に、県警察の御協力って大きくて、多分、全国で警察が支援センターの証拠を預かってくださるなんて体制、ないんじゃないかなというふうに思います。

また、マニュアルづくりでも、警察のほうから、たくさん御意見を頂いて、より簡素化することで、御協力しやすい体制をつくっていただいたというふうに伺っています。

さて、証拠採取の開始をスムーズに進めるため様々な工夫をしたこと、これは理解しております。

その他、病院に対して何か支援を実施しているんでしょうか。

◎犯罪被害者支援担当課長

性被害について専門的な知識を有する性暴力対応看護師 SANE の養成も病院の負担が大きいため、県が養成プログラムの受講を支援しています。今年度は、けいゆう病院の看護師等 2 名にも御参加いただきました。

◆西村くにこ委員

SANE は、これまでも要望してきましたが、今後も拡充をよろしくお願いい

たします。

今後、証拠採取の拡大に向けて、どのように取り組むんでしょうか。

◎犯罪被害者支援担当課長

今回の証拠採取の開始に向けては、かならいんでの証拠採取の目的や制度を御説明し、運用方法や手順を詰めていく中で、病院側からの意向や疑問点などに丁寧に対応し、時間をかけて、調整を進めました。

今後は、これを先例として、他の地域の病院でも証拠採取を実施いただけるよう、引き続き、産科婦人科医会や関係機関と連携しながら、病院への働きかけを進めてまいります。

◆西村くにこ委員

要望を申し上げます。

これまでも、かならいんで実施をされている支援については、繰り返し、提言を、また、提案をさせていただいてまいりました。

本日は、先行会派からも性被害相談LINEであったり付添支援の体制強化であったり、質問をしていただきて、より多くの様々な会派の皆さんのが注目をし、これを進めなきやいけないと取り組んでくださったんだなというので、感動をしながら、質問を聞いていたところですが、証拠採取についても、令和4年の開始前から提案をさせていただきました。県内1か所だったところから、新たに対応いただける病院が増えたことは、性犯罪・性暴力被害者にとって、支援をより受けやすい環境に近づけたというふうに私は捉えています。

今後、さらに対応病院の拡大に努めてほしいと思いますが、それと併せて、性犯罪・性暴力被害を訴えることは、勇気が要ることです。相談LINEのさらなる拡充や付添支援やSANEをはじめとする支援人材の確保・育成、こういうことも今後も力強く進めていただきたいというふうに思いますが、被害を受けてしまった人、それから、先行会派の質問でもありましたね、妊娠や性感染症の心配を持っている人、こういう人たちが、かならいんに相談ができるんだよということをちゃんと知っていただくことって、とても重要なことなんだろうなというふうに思います。つらいこと、不安なことは、かならいんが受け止めてくれますよという発信をやっていただきたい。

それから、子供への対応ということで質疑があったその中で、子供たちへのリーフレットとか教員への研修というのがありましたが、この子供たちのリーフレットなどを通じて、例えば、保護者の方とか、子供さんと関わる方々とか、もつと言えば、より多くの県民が、身近な人が被害を受けたときにどんな働きかけをしたらいいんだろうということを考えるきっかけになっていただけたらなどというふうに思います。感情的にならない、悪いところがあつたんじゃないのなんて責めない、こんなことは、一度知っていただけたら、いざというときに対応できると思いますので、より多くの方に知っていただきて、かならいん、それから#8891、はやくワンストップに電話をしていただくということを多くの方々に知っていただけますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。